

第4回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月) 午後1時00分から午後4時00分

2. 開催場所 糸島市役所 11・12号会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(1人)

13番 三坂勝弥

5. 議事日程

議事

議案第27号 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について
議案第28号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第32号 農地改良届出について
議案第33号 非農地証明願について
議案第34号 糸島市農業経営改善計画の認定に伴う意見聴取について
議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画

の決定について（利用権設定）

その他

- 1) 農地改良届出について（三役協議報告）
- 2) 新規就農者ヒアリング資料
- 3) 農地移動適正化あっせん申出てん末届について（報告）
- 4) 農地対策委員会B班報告について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 農業経営改善計画認定申請者一覧表（5月認定分の資料）
- 7) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局

西原職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、西原職務代理人の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。
よろしくお願いいたします。

職務代理人

皆様こんにちは。農繁期の非常に忙しい中のご出席どうもありがとうございます。
暑い日が続きますけど、体に注意しながら農繁期を乗り切ってもらいたいと思います。

それでは、ただいまより第4回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は三坂勝弥委員の欠席の連絡を受けております。それと、磯部委員が1時間程度遅刻されるということです。本日の出席は現在17名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしくお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

どうもありがとうございました。

事務局

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

議事録署名人を発表いたします。議事録署名人に奥功委員と東司時隆委員を指名いたします。

それでは、審議に移ります。どうぞ。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第27号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」、ご審議をお願いいたします。

内容につきましては事務局のほうで説明させていただきます。

受付番号1番ですけれども、申出人につきましては[REDACTED]
[REDACTED]、住所につきましては糸島市多久[REDACTED]でございます。

農業経営としましては、水稲とオリーブを合わせて1万3,487平米を行っております。

こちらの法人としましては水稲と畑作農業の経営というところと、農作

業の受託や農産物の加工販売を行っている事業所でございます。

労働力の状況としましては、代表者が50代になりまして1名、従事日数が300日でございます。記載はございませんけれども、60代の男性の取締の方がいらっしゃいまして、こちらのほうも100日従事ということになります。

なお、こちらの[]につきましては平成22年12月総会におきまして、農地所有適格法人、いわゆるもともとの旧農業生産法人の認定のほうを農業委員会のほうで行っている法人でございます。

あと、買い入れ希望地でございますけれども、可也校区というところで5,000平米の申し出がっております。

以上、ご審議のほうお願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうから説明がありました。中原委員、こちらの[]
[]について何かみんなに報告するようなことがあったら。

4 番

4番中原です。年が51歳くらいで、野菜とか水稲、あちこち田んぼとか借りてきちんと管理もやっておりますので、ほとんど問題ないかと思えます。

議 長

それでは、質疑に移ります。これにつきまして何か質問、意見等がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。
登録について同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。登録をお願いいたします。

議 長

じゃ、次に移ります。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。
議案第28号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

内容につきましては事務局のほうで説明させていただきます。

受付番号1-1、1-2、1-3、1-4、1-5でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

農地の場所でございますが、まず、1-1の新田の分につきましては議案書の4ページでございます。新田の本村公民館から220メートルほど南西側でございます。

続きまして、1-2の蔵持の分でございますけれども、こちらは議案書の6ページに地図を載せております。県道雷山前原線の雷山保育園バス停から100メートルほど東側でございます。

続きまして、1-3、1-4、1-5でございますけれども、こちらにつきましては8ページでございます。北側に西九州自動車道福岡前原線の有田東の信号といいますか、交差点がございます、そこから400メートルほど南側でございます。こちらは3筆つながった形で位置しております。

続きまして、2-1、2-2、2-3でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

農地の所在につきましては10ページをお願いいたします。こちらは県道の大門有田線と早良大野城線ですかね、2カ所固まっておりますが、こちらの交差点、染井の信号から大体300メートル南西に行ったところに位置しております。

続きまして、3番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては12ページをお願いいたします。こちら県道雷山前原線の香力団地バス停から190メートルほど北西側でございます。

また議案書に戻っていただきまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

地図につきましては議案書の14ページをお願いいたします。こちらは

昭和バスの前原営業所ですかね、こちらから90メートルほど東側にございます。

議案書3ページに戻っていただきまして、最後になりますけれども、5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては議案書の103ページのほうをお願いしたいんですけれども、こちらはあっせんのでんまつ報告が出ております。こちらにつきましては今年の4月総会で譲受候補者のほうを選定していただいたわけですけれども、譲受候補者の購入の意思がないというところで、今回再度あっせん申し出という議案に上がっております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農地移動適正化あっせん申し出につきまして、あっせん委員の推進委員さんとあっせん委員の農業委員さんを発表いたします。

受付番号1-1につきましては、あっせん推進委員を小林靖之委員、重富輝昭委員、清水節男委員、農業委員を丸山文子委員、三坂勝弥委員お願いいたします。

続きまして、受付番号1-2から1-5までを、あっせん推進委員を石井光則委員、井上靖彦委員、小川武臣委員、山下敏治委員、あっせん農業委員を中原誠也委員、井上孝治委員。

2-1から2-3までを、あっせん推進委員を河原重幸委員、宗敏郎委員、森田猛委員、あっせん農業委員を井上孝治委員、三苫幹治委員。

受付番号3番を、あっせん推進委員を石井光則委員、井上靖彦委員、小川武臣委員、山下敏治委員、あっせん農業委員を中原誠也委員、東司時隆委員。

受付番号4番を、あっせん推進委員を小川俊治委員、水上武久委員、吉村明信委員、あっせん農業委員を平野利延委員、藤嶋政秀委員、松尾幸子委員。

受付番号5番を、あっせん推進委員を石井光則委員、井上靖彦委員、小川武臣委員、山下敏治委員、あっせん農業委員を中原誠也委員、井上孝治委員をお願いいたします。

それでは、譲受候補者の選定をよろしくお願いいたします。暫時休憩をいたします。

(休 憩)

議 長 再開します。
それでは、あっせん申し出につきまして受付番号1-1番から候補者名を推進委員さんのほうから出してください。

推進委員 受付番号1-1、新田字吉原■■■■、譲受候補者は2名おられます。■■■■さん、■■■■さんのお二人です。

議 長 続きまして、受付番号1-2から1-5までの譲受候補者をお願いいたします。

推進委員 1-2から1-5までの譲受候補者を蔵持の■■■■さんにしております。

議 長 1人ですか。

推進委員 はい。

議 長 それでは、受付番号2-1から2-3までの譲受候補者をお願いいたします。

推進委員 2-1から2-3の譲受候補者は■■■■さんと■■■■さんのお二人です。

議 長 続きまして、受付番号3番をお願いいたします。

推進委員 3番の譲受候補者を■■■■さんともう一人■■■■さんにしております。

議 長 続きまして、受付番号4番をお願いいたします。

推進委員 4番の譲受候補者、■■■■さん。

議 長 それでは、受付番号5番の譲受候補者をお願いいたします。

推進委員 5番の候補者を■■■■さん、1名です。

議 長 ただいま譲受候補者の名簿が出ました。事務局、再度確認をお願いいたします。

事務局

申し上げます。まず、1-1でございます。あっせん委員、推進委員の分ですけれども、小林靖之委員、重富輝昭委員、清水節男委員、農業委員としまして丸山文子委員と三坂勝弥委員です。譲受候補者2名ございまして、■■■■さんと■■■■さんでございます。

受付番号1-2から1-5までですけれども、あっせん委員が石井光則委員、井上靖彦委員、小川武臣委員、山下敏治委員、農業委員としまして中原誠也委員、井上孝治委員でございます。あっせん譲受候補者として■■■■さんです。

続きまして、2-1から2-3でございます。あっせん委員の推進委員のほうで河原重幸委員、宗敏郎委員、森田猛委員、農業委員さんとしまして井上孝治委員と三苦幹治委員でございます。譲受候補者、こちら2人ございまして、■■■■さん、■■■■さんです。

受付番号3番ですね。あっせん委員につきましては石井光則委員、井上靖彦委員、小川武臣委員、山下敏治委員、農業委員さんとしまして中原誠也委員と東司時隆委員でございます。あっせんの候補者として■■■■さんと■■■■さんでございます。

受付番号4番、あっせん委員として小川俊治委員、水上武久委員、吉村明信委員、農業委員さんとしまして平野利延委員、藤嶋政秀委員、松尾幸子委員です。譲受候補者は■■■■さんでございます。

続きまして、受付番号5番、あっせん委員として石井光則委員、井上靖彦委員、小川武臣委員、山下敏治委員、農業委員さんのほうで中原誠也委員、井上孝治委員でございます。あっせん譲受候補者として■■■■さんということでございます。以上でございます。

議長

それでは、今日は推進委員さんの欠席してある方もおられると思いますので、欠席者の推進委員さんたちにも連絡をとってしてください。また、あっせん成立に向けてよろしく願いいたします。

議長

それでは、次の議案に移ります。

事務局

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、第3条の番号1番から西原職務代理者よろしく願いいたします。

職務代理者

農地法第3条第1項の規定による許可申請について。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく願います。

議 長

続きまして、番号2番、東司時隆委員願います。番号3番も続けて願います。

16番

16番東司時隆です。受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

これは後で出ると思いますが、住宅に付属する農地です。

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく願います。

議 長

続きまして、番号4番、田中正一委員願います。

17番

番号4。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上。

議 長

それでは、番号5番、6番につきまして、平野利延副会長よろしく願います。

副会長

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、番号7番につきまして、宗孝幸委員お願いします。

1 2 番

1 2 番宗孝幸です。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、番号2番につきまして住宅に付属する農地の件で面談を行っております。今回は第2調査部会で行っておりますので、報告をお願いいたします。

調査部会長(19番)

それでは、今回、第2調査部会が調査しましたので、報告させていただきます。

面談資料は議案書の101ページから102ページに載せております。

今回、今年の3月の総会で住宅に付属する農地の指定を受けた農地ということで農地法第3条の申請がされていまして、面談を行いました。

■さんは現在67歳で福岡市早良区に住んでおられます。娘さんと一緒に暮らしたいということで娘さんの居住されております住宅の隣の空き家を購入されて、あわせて農地も取得したいということです。

作付計画を聞いてみますと、農業経験はございませんが、娘さんのご主人の実家がすぐ近くで農業をされており、習いながら自家消費用のナスやキュウリなどを作付したいとおっしゃっていました。

また、住宅がかなり古かったので、居住のスケジュールを聞いてみたところ、今年中に建てかえを行って住みたいとのことでした。

第2調査部会としまして、娘さんやお孫さんの環境のためにも農地は荒らしたくないと言ってありますし、すぐ裏にある実家からのサポートも受けられることから、農業を楽しんでくださいと声をかけています。

以上です。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、議案書の20ページに記載しております7つの審査項目が判断材料となります。この7つの項目のうち1つでも「はい」と該当する場合については許可できま

せん。

この中で、今、調査部会長から報告がございましたけれども、「はい」がついている分、2番の分ですね、こちらにつきましては50アールに達しないということではございますけれども、住宅に付属する農地の所有ということで下限面積の特例を設けてある農地でございますので、こちらにつきましては特に問題がないということにはなります。

以上、あとは全て「いいえ」のほうに丸がついておりますので、書類上の判断としましては全ての申請について許可相当であるということが言えます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号1番から7番につきまして、質問、意見がある方はどうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

3条の許可申請について許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

先ほども言いましたように、今回は第2調査部会が担当しております。調査部会長のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長(19番)

議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。
番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

26ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料の1ページと

2 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

申請地は福吉ふれあい交流センター福ふくの里から400メートルほど南西側の農地です。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置されている作業場等であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。また、関係各課の意見も支障となる意見はないことから、第2調査部会では許可相当と判断しております。

なお、この農地の一部は、以前、駐車場として使用してありましたが、農地法施行規則第29条に規定する2アール未満の農業の利便施設のため、転用許可が不要な案件であり、問題ありません。今回、全体で2アールを超える規模となりましたので、許可申請を行っています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

30ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料の3ページと4ページもお願いします。

申請地は国道202号今宿バイパスの二丈武の信号から150メートルほど南西側の農地です。申請地は今年の4月総会で970平米の農地改良届が受理されていますが、今回は残り部分も造成する内容の申請です。

農地区分は農用地内ですが、一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第2調査部会では許可相当と判断しています。以上です。

議 長 それでは、事務局、一般基準の項目をお願いします。

事務局 議案書の24ページをお願いいたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、こちらの24ページに記載しております一般基準と25ページに記載している立地基準によりましてご審議いただくようになります。

まず、24ページの一般基準ですけれども、こちらは全て「適当」とか、「該当なし」というところで問題がありません。

次の立地基準についてですけれども、1番につきましては第1種農地ということがございますけれども、こちら■■■■氏のほうが集落に接続して設ける施設というところで不許可の例外に該当しておりまして、こちらについても基準上、問題ございません。

2番につきましては、ご説明があったとおり、農振農用地、農用地区域内の農地ということですのでけれども、一時的な転用行為というところで不

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、会議を始めまして1時間になりますので、ここで休憩に入りたいと思います。15分から始めます。

(休 憩)

議 長

再開します。

それでは、審議に移ります。

事務局

議案書の36ページをお願いいたします。

議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農地法第5条につきまして調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長(19番)

議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

38ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料5ページと6ページもお願いします。

申請地は新泊橋から65メートルほど北東側の農地で不耕作で荒廃していました。今回、排水不良のため、貸付人が所有する西側の農地■■■■■■■■■■と同様の高さに造成を行い、ネギを作付する計画が提出されています。

農地区分は農振農用地ですが、一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。また、関係各課の意見も支障となる意見も出ておりません。第2調査部会では西側農地の違反部分も解消されていることから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

44ページの地図をお願いします。別冊の調査資料7ページと8ページもお願いします。

申請地は■■■■の介護老人保健施設■■■■の敷地のすぐ北側の農地です。現況の地形をそのまま利用する駐車場計画となっており、切り土、盛り土の造成はありません。

農地区分はその他農地となっており、転用行為は可能なところであり、問題ありません。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第2調査部会では許可相当と判断しております。

番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

49ページの地図をお願いします。現地調査資料の9ページと10ページもお願いします。

申請地は老人保健施設■■■■のすぐ北側の農地です。申請人は親子関係で、お父さんの農地を分筆し、次男さんが農家住宅を建築する申請です。

農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続して設置する住宅のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。また、関係各課の意見も支障となる意見も出ていないことから、第2調査部会では許可相当と判断しております。

番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

54ページの地図をお願いします。現地調査資料の11ページと12ページもあわせてお願いします。

申請地はJR一貴山駅のすぐ横の農地です。有料老人ホームの建設の申請で、施設は2階建て、77名の入所が可能な規模で計画されています。

農地区分は第3種農地に該当し、問題ありません。また、関係各課の意見も支障となるような意見も出ておりませんので、第2調査部会では許可相当と判断しております。以上です。

議長

それでは、事務局お願いします。

事務局

農地法第5条の許可申請につきましては、議案書の24ページに記載しております一般基準と、議案書36、37ページに記載しております立地基準等によって相当云々の判断を行っていきます。

こちら第5条申請につきましても、審査表によりますと、「適当」とか、「該当なし」というところで、一般基準上は問題なしと言えます。

36ページからの立地基準でございますけれども、こちらにつきましては1番につきましては農振農用地、2番がその他農地、3番が第1種農地と、4番が第3種農地ということで、こちら農振農用地につきましては説明があったとおり、農地改良ということで一時的な転用ということで不許可の例外に該当しておりますので、立地基準はクリアいたします。

2番目ですけれども、その他農地ということで、この部分につきましては代替地等の検討を行った結果というところになりますけれども、この分につきましても代替地がないというところで立地基準上はクリアしているものかと思えます。

3番の第1種農地ということで、こちらは■■■■の南側の集落に接続して設けられる住宅というところで不許可の例外に該当しますので、この分についても立地基準上もクリアしているものかということです。

4番につきましては第3種農地、こちらにつきましては駅近辺につきましては農地転用は可能なところと基準上となっておりますので、クリアしているかと思えます。

以上、立地基準と一般基準から判断する書類上の審査につきましては許可相当であると言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、番号1番から4番につきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。丸山委員。

6番

6番丸山です。受付番号1番の■■■■さんのところなんですけれども、これは道ができてからずっと荒れていたと思うんですけれども、農地改良されて、その後、本人さんが作付されるということですか。

事務局

5条許可申請の中で作付計画書が添付されておまして、こちらを確認しますと、所有者、耕作者ともに■■■■というのが提出されておりますので、作付につきましては地権者の■■■■さんのほうが行うものということでございます。

議長

よろしいでしょうか。

ほかに意見、質問ありましたら、どうぞ。

1番につきましては、調査部会の日には、その横がバラスとかアスフ

ァルト片とかありましたので、それをよけなければ、これは許可できませんということであれしました結果、よけて、きれいにすいてあったので、許可相当ということですのでしております。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に入ります。

5条の許可申請につきまして、1番から5番について許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の61ページをお願いいたします。

議案第32号「農地改良届出について」、ご審議をお願いいたします。また、監督委員の選任もあわせてお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会長より農地改良届について説明をお願いいたします。

調査部会長(19番)

議案書の61ページをあけてください。

議案第32号「農地改良届出について」。

届け出番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

62ページの地図をお願いします。現地調査資料の13ページと14ページもお願いします。

申請地は桜井郵便局から800メートルほど北側の農地です。水はけが悪いため造成を行い、畑として野菜や苗床とする計画です。営農に必要な改良届であり、また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第2調査部会では受理相当と判断しております。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

66ページの地図をお願いします。現地調査資料の15ページと16ページもお願いします。

申請地はタカクリ溜池から150メートルほど北側の農地です。今年4月の総会で社会福祉事業の一環として農地法第3条の許可により取得した農地です。保育園の園児の菜園活動に適した農地を形成したいということで届け出されています。農地造成部分には、芋、トマトやピーマン等の作付と、造成しない部分が若干ありますが、そこにはキャベツを作付する計画が提出されています。社会福祉事業の一つである食育活動に必要な造成という内容の届け出でありましたし、当初は造成部分の作付計画のみでしたが、指摘後に全体の作付計画も提出されています。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第2調査部会としては受理相当と判断しています。以上で報告を終わります。

議長

それでは、農地改良届につきまして質問、意見がある方はどうぞ。

3番

これは確認です。2番の66ページの地図ですが、この申請地の矢印はこの斜めだけですか。面積からいえば、1,345平米のうちの900平米ですが……。

事務局

こちらは67ページの字図が見やすいかと思うとですけれども、こちらは奥行きといいますか、大体100メートルございます。横が13メートルぐらいあって、そのうち9メートル幅で奥までというところになりますので、ここの120番自体が、13メートルぐらいの間口があって奥行き100メートルと、そのうち9メートル幅で70センチ造成するというところの計画です。以上です。

3番

ようわからんばってんね、現状わからんばってん、1,345平米のうちの900平米やろう。あと残りは400平米ぐらいしか残らんが、何で900平米だけするわけ。

議長

多分、今度4条なり何なりの申請が必要になります。1,000平米超えると、それがあるんじゃないかなと思います。丸山委員。

6番

6番丸山ですけど、保育園の取得のときに、保育園として最初に手前まで買われていたんですけど、後からこちらの方が一緒に買ってくれというような状況でまた来られたんですよ。そのときに結局、菜園活動を行うと

ということで、農地として購入される、そういうところで。

3 番 わかりました、そういうことなら。

議 長 最初、この900平米だけしか作付の計画がなって、あとの残り地はどうするのかということでもう一回事務局のほうに確かめて、今度はキャベツをつくると、ちゃんとつくりますということですので、うんというて言っています。

ほかに質問、意見ありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決とってよろしいでしょうか。
農地改良届につきまして受理と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。
監督委員を1番を原田正成委員、そして、2番の泊を丸山文子委員お願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 議案書の72ページをお願いいたします。
議案第33号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、非農地証明願につきまして調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長(19番) 議案第33号「非農地証明願について」。
番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

74ページの地図をお願いします。あわせて説明書の17ページと18ページもお願いします。

申請地は山越溜池から80メートルほど東側にありました。現地は平坦な土地で、一部は小さな竹の侵入はありましたが、過半以上は雑草が生い茂った状態でした。関係各課からは支障となる意見は出ていませんが、全体的に農地への復元が困難な土地とは認められませんので、第2調査部会では非認定相当と判断しています。

番号2。

【議案書に基づき読み上げて報告】

76ページの地図と78ページの地図をお願いします。現地調査資料の19ページから21ページも見てください。

申請地は県道福岡志摩線の久米バス停から400から600メートルほど南西側にありました。野北の久米地域内の畑ということです。現地は竹林化や山林化の状態では農地への復元が困難であると認められました。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第2調査部会では認定相当と判断しています。

番号3。

【議案書に基づき読み上げて報告】

80ページの地図をお願いします。現地調査資料の22ページと23ページもお願いします。

申請地は瑞梅寺ダムから500メートルほど南側にありました。現地は梅を栽培していた模様ですが、手入れもなく荒廃しており、また、大きな木がありました。農地への復元は困難と認められ、また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第2調査部会では認定相当と判断しています。

番号4。

【議案書に基づき読み上げて報告】

82ページの地図をお願いします。あわせて現地調査資料の24ページと25ページもお願いします。

申請地は可也小学校から200メートルほど南西側にありました。現地は■■■■の宅地の進入路として相当の年数が経過していると認められました。登記簿を確認しますと、申請地の■■■■は昭和59年に分

筆され、■■■■は昭和60年に宅地へ地目変更されています。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第2調査部会では認定相当と判断しております。以上で報告を終わります。

議 長 非農地証明につきまして何か質問、意見がありましたら、どうぞ。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 採決に移ってよろしいでしょうか。
番号1番が非認定相当ということで調査部会が出しております。それで、番号2番、3番、4番につきまして認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員。それでは、番号1番につきまして、これは非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議 長 多数ということで、それでは、非農地証明を発行するところと非認定ということで処理をします。

議 長 次の審議に移りたいと思います。事務局。

事務局 議案書の84ページをお願いいたします。
議案第34号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。

なお、本案件につきましては、申請人の方の農業従事、経営者として■■■■委員がいらっしゃいますので、農業委員会法の31条に規定します議事参与の制限を受けるようになりますので、ご審議の際は■■■■委員の退室をいただくようになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

農業振興課のほうから来ておりますので、説明のほうをお願いいたします。

農業振興課 説明をさせていただきます農業振興課の笹川と申します。よろしくお願

いたします。座って説明をさせていただきます。

新規の認定農業者の認定の申請ということで■■■■さんが計画の認定の申請をされてあります。現在、施設野菜キュウリの経営をされている農業者で、引き続き、■■■■さんのところでキュウリの栽培を習って、平成24年からご自身で作付をされているということでした。

現状の作付面積は13.2アールであるが、施設を借りて規模拡大ができるめどが立って、今後、施設の長寿命化に取り組みながら、今後は39.9アールの作付を行っていくという予定となっております。規模拡大に当たっては雇用の導入も計画をされており、経営の改善に向けた内容となっています。

こちらの新規の認定についてご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、■■■■委員、退席をお願いします。

(■■■■委員退席)

議 長 それでは、経営改善の新規ということで、今、説明がありました。質問、意見がありましたら、どうぞ。ありませんでしょうか。田中正一委員。

17番 85ページ、目標規模39.9アールになっておりますが、実際計画を見ますと、39.6アール、どうですか、どげんなっていますか。

農業振興課 こちらについては39.6アールというのが実際植えつけをされる面積ということで申し出がありましたので、計画と違う、差が生じて混乱するところで申しわけないです。一応作付面積としては39.6アールということで考えてあるところです。

17番 じゃ、39.9アールはハウス実面積ということですか。

農業振興課 その他、道具を置いているスペース等もあるということで、そこまで含めたということです。

17番 はい、わかりました。

議 長 ほかに質問、意見ありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 ありませんでしたら、改善計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

(委員着席)

議 長 それでは、審議に移ります。事務局

事務局 議案書の88ページをお願いいたします。

議案第35号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」について、ご審議をお願いいたします。

この部分につきましては事前に資料のほうを送付しておると聞いております。この内容で担当者のほうから説明申し上げます。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、説明をお願いいたします。

農業振興課 農用地利用集積計画の担当をしております芝崎と申します。座って説明させていただきます。失礼します。

事前に資料を送付させていただいているんですが、皆様お持ちでしょうか。

では改めまして、農用地利用集積計画についてご説明いたします。

今回提案いたします農用地利用集積計画ですが、番号1から156までが糸島市への申し入れがあった相対の利用権設定でございまして、200から458番までが農地利用集積円滑化団体であるJA糸島での転貸の利用権設定となっております。

筆別で申し上げますと、利用権設定面積は全部で86.4ヘクタール、520筆となります。各個別の設定内容につきましては先ほど申しました資料の中の目次表以降ですね。相対についてもJA全体につきましても、旧市町村単位で郵便番号順に載せております。

今回の計画が決定された場合、資料の下段の枠内に掲載しておりますとおり、農林水産省耕地面積統計による耕地面積における認定農業者の耕

作率は46.5%。2015年農林業センサスの経営耕地面積における認定農業者の耕作率ですと、57.0%となります。

以上、農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものです。以上、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま利用集積計画について説明がありました。何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業振興課 　　済みません。大事なことをお伝えし忘れていたんですけども、最初にお伝えしなければならなかったんですけど、312番のところなんですけれども、312番の受け手が■■■■さんから■■■■さんになりましたので、修正をお願いします。

議長 　　何か質問、意見ありましたら。中園委員。

5 番 　　5番中園ですけど、ちょっとわからなかったんですけど、863、886平米と認定農業者への設定面積567、780平米というのは、いつからいつまでの設定となるんですか。

事務局 　　今回載せている分、6月設定分のみの話です。

5 番 　　これが期間というのはどういうふうになるんですか。

事務局 　　期間。

5 番 　　6月時点でこれだけあるということですか。

事務局 　　今回6月で新たにいろいろ申し出が入ってきた分の設定の内訳です。今回6月開始の利用権、そのうちお相手が認定農業者の方もそうでない方もあるんですけど、一応そのうち認定農業者はこのぐらいですよ。今回の総会にかける分の面積です。

5 番 　　なら、累計ということですかね。

事務局 　　累計じゃないです。今年の令和元年の6月開始の利用権のうちということです。その累計が参考の下の四角の中に書いています。耕地面積と経営耕地面積というのが、農水省が出してある統計と農林業センサスで結構数字が離れていて、もし、農林水産省のほうで4,330ヘクタールだった

ら何%ですよ、下の46.5%、農林業センサスの数字をもとにした場合だと、57%ですよ。ちょっと基準となる数字の差が大きいので、両方一応示しております。

事務局 この計画が全部で86ヘクタールぐらい設定される計画になっているんですけども、この計画のうち認定農業者に設定する分が55ヘクタールありますよということで、要はこの計画のうち認定農業者への設定率が58.8%ということでございます。

5 番 これは、説明はわかりませんが、年々上昇しているんですか、認定農業者への設定率は。

農業振興課 これは大体横ばい。大体同じぐらいです。大きく上がったり下がったりはそんなにないです。大体6割前後ぐらいです。

議 長 ほかに質問、意見ありましたら。

6 番 6番の丸山です。済みません、ちょっと細かいことなんですけれども、18、19、20で、潤の外国人の方で[REDACTED]さんですかね。この方は実際に田んぼを借りてありますけど、つくられているんですか。

事務局 この分につきましては議案書のほうにも資料載せていますが、新規就農面談を行っておる方でございますので、また後ほど報告のほうをさせていただきます。

議 長 ほかにありましたら。

3 番 施設やらつくっとろうがね。例えば、ハウスとかくさ。借地料は、ハウスはハウス、土地は土地で分けようとかいな。

事務局 基本的には申出書に書いてもらったものをそのまま載せさせてもらっているんですよ。本人さんから申し出。例えば、1筆なのに5万円とか7万円とかあるときはハウスの値段も考慮している。それはその分を入れさせてもらっています。なので、ハウスの値段が入っていないというわけではないです。

3 番 ハウスのあった場合、例えば、ハウスの借地料はくさ、借り賃は農地の買い取りの中に入れ込んでもあるし、外しとう場合もあるというこ

と。

農業振興課 あるかもしれない。そこまでは逐一お尋ねしてはないので、もしかしたら、本当はハウスを建てて、ハウス代は別にということもあるかもしれないですけど、この中にハウスはありますかと毎回聞いてうわけではないので、ちょっと定かではないです。

3 番 そっちは基準としてくさ、そういうふうな方は基準もないわけだね。

農業振興課 そうですね。余りこの賃料のところは細かく、基本的にはお互いで納得してもらえればいようなスタンスなんですけど。なので、ここにどう書かないといけないというような形に決めとるわけではないです。毎年変動しますと書いている方もいらっしゃいますから。人さまさまになっています。

議 長 ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 じゃ、調査部会のほうより新規就農とかいろいろありましたので、面談の(発言する者あり)

調査部会長(19番) それでは、新規就農者の面談結果について報告します。

91ページをあけてください。

最初の方、■■■さんです。面談資料の91ページから94ページになります。■■■さんは現在66歳で糸島市荻浦に住んであります。北九州の実家は農業をされておりますが、学生までは家を手伝ったそうです。60歳の退職を機に農業大学に1年間通われ、以降、幾つかの農園で研修され、農業経験は積んであるようです。

現在、申請地に隣接している約6反の山林。前はドッグランの跡地だったそうです。そこを借地し、野菜や梅、原木シイタケなどを栽培し、伊都菜彩等に出荷されているとのこと。

申請地においては竹林の伐採を行い、タケノコの収穫やタマネギやアスパラガスなどの野菜を作付する計画がなされています。

第2調査部会としては、耕作放棄地の再生に取り組んでありますので、とにかく頑張ってくださいと声をかけています。済みません。この方はチャレンジ農業に取り組んである方です。

続きまして、■■■さん。面談資料の95ページから97ページに載っております。■■■さんは現在43歳で糸島市篠原に住んであります。

これまで農業法人であった■■■■で8年ほど勤務された後に、個人の農業者として経営を思い立たれたそうです。■■■■では主に生産部門を担当されており、基盤づくりから定植、生産までの一連の業務を担ってきた経験があるとおっしゃっていました。

経営の主体は菌床によるシイタケ栽培で、今年の1月から志摩小金丸の倉庫を借りてつくってあり、4月から伊都菜彩に出荷してあるそうです。

申請地の高上では野菜の栽培を計画されていますが、1人でやっておられますので、まだ手がつけられていないという状態で、まずは、土づくりをされてあります。

野菜は将来的には企業との契約栽培となるそうですが、現在は品目を選定してある最中です。これは取引先の会社から糸島産の野菜が欲しいということで野菜の栽培も計画されているということです。

深江につきましては、地権者と■■■■との契約期間の残り1年間を引き継ぎしており、草刈り等の管理は行うが、作付の計画はありませんとのことでした。

第2調査部会としては、作付の経験や販路の確保はできているようですが、繁忙期の人員の確保に若干の不安は残りましたが、最終的には頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、面談資料の98ページから100ページに載せております。■■■■さんです■■■■さんは現在30歳で糸島市潤に住んでおられます。スウェーデン出身の方で5年前に九大の留学生として来られ、1年半前から潤のほうに住んでおられます。農業経験としては専業農家のもとでハウレンソウや春菊、米など一連の作業経験はされてあるようです。

申請地の作付として、レタス、ハウレンソウ、ベビーリーフを計画され、夏場にはハウスでトマトもつくりたいとのことでした。

販路につきましては伊都菜彩を予定してあり、今、組合員ではないそうですので、組合員の資格の準備を進めてあるそうです。

この方はハウス栽培に取り組むということでハウスを新しく建てたいということだったんですが、今建てて経営がうまくいけばいいんですが、最初からそんな冒険をしなくて、空いているハウスがあるから、それを借りらんねということのを助言しまして、野北の宗委員がそこあたりの面倒は見ているそうです。

第2調査部会としては、地元の方々によく相談し、交流しながらチャレンジしてくださいと声をかけています。

なお、経営面積については気になるところですが、今回の権利設定が農業経営基盤強化促進法によるもので下限面積の制限がないことや、既に貸借の契約はできており、11月の利用権設定が確実であると認められる

ことから、利用権設定については承認できるものと判断しております。
以上です。

議 長 ただいま新規就農者のヒアリング、集積ですね、その中に入っているところもあります。新規就農者について質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ないようですので、利用集積計画について同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の89ページをお願いいたします。
議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)」についてでございます。
こちらにつきましては事務局のほうで内容のほうを説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、所有権移転に関する集積計画の承認でございます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました推進機構の分ですね。これにつきまして、何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。
推進機構のほうの利用権集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ということです。

それでは、その他の部分になるかな。それでは、事務局よろしく願いいたします。

事務局

その他でございます。

まず、議案書の90ページをお願いいたします。

こちらにつきましては農地改良届出についての報告ということで、三役協議を行った分の報告でございます。

まず、経過でございますけれども、5月の総会の終了の翌日ぐらいですかね、5月13日ごろだと思っておりますけれども、所有者の方が自宅の裏山ですかね、届出人の住所につきましては高祖[]番地の[]さんですね。農地改良を行った場所につきましては高祖字坂本[]番と字坂本[]番、畑の2筆の378平米でございます。造成高につきましては10センチから15センチ程度ということでございます。内容としましては、総会終了後、自宅の裏山側が災害工事といいますか、復旧工事をするのに間知ブロックを自宅の裏庭について住宅のほうを補強したいと、その際、山の土が出ますので、その土を使った農地改良をしたいというところでございました。

工事の時期につきましては、自宅裏のブロックの工事等が梅雨入り前に完了するということでしたので、その前までにはしたいと、いわゆる今月中といいますか、梅雨入り前にはしたいんだというところで、本日の総会を待たずに、三役協議で行った経過がございます。

5月23日に三役協議と現地調査を行いましたけれども、一応こちらは事前着手というところもございましたので、始末書を提出した後、作付のための改良というところで農業者さんのほうのやりたいというところもございましたので、一応始末書提出後に受理通知を交付しております。

また、三役協議の中で監督委員としまして井上孝治委員のほうを協議いたしておりますので、監督のほうをよろしく願いしたいかと思いません。

以上、この件につきましては報告を終わります。

続きまして、議案書91ページから102ページにつきましては先ほど説明等ございました新規就農のヒアリング資料をつけております。

103ページにつきましてはあっせんの申し出の関係で説明しましたあっせんてんまつ届のほうを資料として添付しております。

104ページで農地対策委員会の報告になりますが。

議 長

それでは、農地対策B班の報告をお願いいたします。

16番

16番東司です。農地対策委員会B班の報告をいたします。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

現状はシイタケのハウスとブルーベリーのハウスと露地の畑がありまして、シイタケとブルーベリーのほうは大体完了されてありましたが、露地栽培のほうのブロッコリーを定植するのがまだ草刈り等をせにゃいかんという状態でありました。

そこで、文書指導ということで事務局のほうにお願いしております。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

この甘夏が前者の方がつくってあるような形で、そこを草刈りはしてありましたが、本人が植えたような形ではありませんでした。そこで、地権者のほうに文書指導をしております。

それと、このときに田のほうの、下の町道、まむし温泉の裏側になりますが、そこに田があつて、そこにコンテナ的な倉庫が置かれておりました。これは地権者の■■■さんのほうが前から置いてあるような形でしたので、事務局のほうにこれも文書指導ということで、お願いしておきます。

これが自分がちょっと知り合いやったけん、■■■さんのほうに話したら、あの田のほうは、孫になるとですけど、本人が間違つてそこまで貸すような形で書いとつたけん、そこは訂正せにゃいかんというふうな話をしていました。だけん、本来は。

議長

田は違う人ですか。

16番

うん。違う人というか、間違えてそこまで貸したような状態になつるとこの話は、孫がしようけん、ようとわからんばつてん、そういう話で、ばつてん、あのコンテナは違反になるよということは言うとります。

この■■■さんというのは、倉庫があつたとか、建物があつたところの上のミカンのところだけやないかなと。ちょっとこれは事務局で確認ば。（「5反要件の入らんとばい」と呼ぶ者あり）そういうことを確認しました。

続きまして、番号3番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

ここも確認に行きましたが、ちょうど[]の従業員といいますが、係の人がちょうどキャベツを収穫してありまして、その上にはレタスもちゃんとできておりました。隣接する、ちょっと山的な感じになっただけで、そこいらを面積的に見よったら、そこいらはつくらんでも、つくりやすかところだけちょっと手を入れたような感じでしたので、そこも指導の通知をしてもらうような形でお願いしております。つくるのはちゃんとつくってありました。

次に、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

ここは立派にネギは全部植わっておりました。問題なしということですが、若干収穫おくれのネギがありました。畑はちゃんと管理はされておりました。

以上です。事務局、何か補足あったら、お願いします。

議 長

2番のあれをもう一回確認をお願いしておきます。

事務局

今初めてといいますが、中越の田んぼの分ですかね。こちらのほうも一度地権者のほうに確認とりたいと思います。先ほど指摘もあったように、下限面積等もございましたので、確認させていただこうかと思えます。そういうことでさせていただきます。

16番

以上です。

議 長

それでは、農地対策報告ですので、質疑はとりません。
それでは、農政対策委員会の報告をお願いいたします。

3 番

5月24日に農政対策を行いました。報告をさせていただきます。

まず、視察研修については、日時は来月の7月30日、そして、視察先は大分県です。内容的には（「議案の106ページです」と呼ぶ者あり）農業委員が19名と推進委員さんを8名ということで、バスの関係がそういうふうになっておりますので、前原4人、二丈2人、志摩2人の推進委員さんを参加していただきたいと思えます。これは今日の推進委員会議のほうで、副会長がおりますので、その人たちに委任をして決めていた

だきたいと思います。

続きまして、2番の福岡県農業会議福岡支部の研修についてですが、これは8月22日木曜日、場所はさいとびあ、講師としましては、制度面ではコンクリ農地の、変わってきますが、それについて九州農政局からお話を聞きたいと思っております。それから、農業面につきましては、いろいろとりましたが、最終的にはドローンによる耕作放棄地の調査ということで、福岡市の農業委員会に依頼をしております。これは大体内諾をしております。

それから次に、3番の推進会議についてですが、今日のことです。内容的には視察研修の各推進委員の決定、今1番で説明しました内容を決定したいと思います。それから、利用状況調査につきましては農業委員と推進委員以外の方に調査同行を求めないと書いておりますが、例えば、農区長さんたちにも来てもらってから、お願いしたりした農区長さんあたりのほうが費用も何もないのに、何か使われような感じで、できるだけ調査同行は求めないでくださいということです。それも今日また推進会議として詳しく話したいと思います。

それから、4番が委員の研修につきまして、それも今日の推進会議の終了後に行いたいと思います。内容的にはあっせんの進め方の座談会とか、それから、推進会議のレジュメのことについて行いたいと思っております。それと、年間予定としましては、10月は農業者年金をメインにやりたいし、12月は農地利用適正化の取り組みをメインにやってみたいと思っております。

それから次、5番には農地利用最適化の取り組みについてということですが、これは農業者の農地の最適化についてアンケートをとったらどぎゃんやろうかというような話が出まして、JAのほうは平成29年1月にアンケートをしたたいね、そのアンケートについてはみんな知ってあるかもしれませんが、だけん、それを持って次の農政対策の中でそれを確認して、今後の農業委員会はどのようなアンケートをしていくかという方向性を決めたいと思っております。

そしてその次、6番がその他ですが、農地転用をするときに水利委員の承諾書とか、地域水利組合の印鑑とか、確認書の判をとりますが、そのときに、例えば、農地が変わるときは各集落で水利に係るけん、幾らでしてくれとか、家を建てりゃ、入会金、それを払ってもらわんと、判はつきませんとかというようなことが今出ているそうです。大体皆さんも各集落に帰れば、大体全部この形はあると思います、いろんな形で。だから、そこ辺が今ちよっと問題になつてきますんで、水利組合の決算やらの形も考えにやいかんじゃなかろうかということ、これは決定ではありませんが、そういうふうな話し合いをしております。どうせこの話はまた出ると思いますので、そのときはよろしく願いいたします。以上です。

議長 それでは、6番の農業経営改善計画認定申請者一覧表ということで、事務局お願いします。

事務局 最後の107ページでございますけれども、今回の議案で上がっていました農業経営改善計画の認定につきましては、新規で行う分と、期間が5年で切れますので、これの更新という形で継続という部分で再認定している分がございます。新規につきましては総会議案で承認という形になりますが、再認定につきましては総会に諮ることなくということで取り決めておりますので、その内容の5月の審査分の資料を農業振興課の担当のほうからいただいておりますので、ご一読いただければと思っております。こちらにつきましては以上でございます。

それでは、議案書の最初のページに戻っていきまして、今後の予定というところでまたページのほうを確認していただきたいと思っております。

予定でございますけれども、第5回総会が7月10日水曜日でございますが、庁議室、本館の3階ですかね、今見えている建物の3階の場所で第5回総会のほうを1時半から開催を計画しております。

次の先進地視察研修ですけれども、今、副会長のほうからありましたとおり、7月30日火曜日でございますが、大分県の中津市農業委員会と農業法人のほうに行きたいというところで計画しております。

続きまして、第3調査部会ですけれども、7月2日火曜日、10時から予定ということで、第10号会議室、こちらの隣の部屋でございます。こちらのほうで開催予定をしております。

次に、農地対策委員会のA班でございますが、6月18日火曜日、13時半から、同じくこの11号会議室、車庫2階のほうで計画しております。

今後の予定につきましては以上でございます。

議長 それでは、その他について。

事務局 事務局からその他の分はございません。

議長 それでは、今までありました中で何でもいいです、何か質問等がありましたら、どうぞ。田中正一委員。

17番 17番の田中ですが、ちょっとわからないもんでお尋ねします。総会資料の25ページと調査部会資料の3ページ、4ページを見ていただきたいと思っております。

2番の武字浅ノ浦です。■■■■さんの農地改良についてですが、既に9

畝ぐらゐの農地改良がほぼ済んでいるわけですが、4ページを見ていただくとわかるかと思いますが、4ページの下の写真ですが、既に埋め立てがほぼ終わっているわけですが、奥のほうが少し高目の、水が奥から流れてくるような状態ですが、申請に問題はなかったと思うんですが、明らかに埋め立てた後にここがどうしようもない状態になるというのは当初からわかっていたのかなと思うわけですが、申請の埋め立ての面積等の要件もあったのかもわかりませんが、その辺について何か説明ができましたら、お願いします。

議 長 4ページのもりつとなっているこの部分ですか。その分を言っているんですか。

17番 今回、申請があったところの奥ですね。

議 長 はいはいはい。

17番 手前が前回というか。

議 長 うん、前回。

17番 前に申請があつて埋め立てがほぼ終わった状態ですが、申請の仕方というか、何かもう少し。

議 長 何度も余計にやったとでしようね。どうぞ、事務局。

事務局 今回、4条申請ということで、議案書の33ページがわかりやすいのかと思いますが、今回申請地の武の■■■■■ですかね、この部分で斜線で囲ってあるAと書いているところですかね、こちらが970平米あります。当初、農地改良届ですかね、4月のときにはこんだけで済みますよというところと、33ページのAの上のほうに黒の線があるが、ここはもともと自前で■■■■■さんのほうが用水路を設けてある分について、この分を埋めて南側の水路で排水というところで計画してありまして、当初は970平米だけでよかですよというところでした。今回、その申請を持ってこられたときに、結局こちらは3,000平米を超える面積がありますので、また、現在、4月の農地改良届の部分が終われば、また今度同じ規模のように全部できんやろうかという相談がございましたので、いやいや、全部で計画をするのであれば、許可をとってやってくださいというところで、970平米は先に着手した、写真のほうにも載っているとおり、着手はしていますけれども、相談に来られたときに、全体的に地上げできんやろう

かという相談もあったというところで、全体的に出してくれというところでの申請となっておるところです。一部だけじゃなくて、全部を上げたいんだということだったんですね、それなら、許可をとって、許可をとれば、長い期間、最長3年間は工事で造成までは許可期限がございまずけんですね、農地改良届だけで3カ月で完了というのもございますし、途中からの造成高の変更等がききませんから、全体的な計画であれば、許可をとって期間を1年以上でも可能ですし、どうでしょうかというところで上がってきたような申請でございます。

17番 何となくわかったのですが、当初から何か計画的な土地改良ができませんでしたとかかなと思うわけですが。

議長 こういうのは協議のとき、審議のときに言わんと、またここでしたら、またぶり返しになるけんですね。

17番 質問です。わからんもんで。

議長 そいけん、それは個人的に事務局なりなんなりに言われたほうがいいと思います。こういう場ではちょっとあれですので、そういう質問は審議のときに言ってください。

17番 わかりました。

議長 ほかにありましたら。（「1点よかですか」と呼ぶ者あり）

7番 7番藤嶋ですけど、農政対策委員会の中で転用に伴って水利承諾書なり、決済金額変わるんじゃないかという、紙面で示したらいいかというような報告がありましたけど、私、ようと意味がとれんやったが、再確認のほうをお願いしたいんですが。

3番 これは転用自体、転用やらした場合に、隣地の承諾と水利の何とか要りましようが。水利員の判をとるときに、名前は違うと思いますばってん、協力金という形でもらうか、そのような形で区によって名前は違うと思いますが、判をつく前にもろうとかにや、後にはもらわれんというごたふうな地元としては意見のあって、判つくのと一緒に入会金を払ってくださいとか言うたふうなことを言われると、そいけん、それがわからんやったら、後で入ってきて、そんなことは聞いとらんやったというごた問題になると、そういうふうな問題がありますから、ここは書面でということは一応口頭で言おうばってん、区かね、関係者として、こんかふうで、例え

ば、どこの集落はこういうふうな形でもらわれよう人いますからというごたふうな形を書面でもあれば見せてから、金を取るようにしたらどげんやろうかという、これは農政対策委員会の話では、今のところそんな感じ。

事務局

済みません。この分、最後の今おっしゃった分なんですけれども、この件に関しまして、農業委員会とか農政対策委員会で何とかしようというものではございません。この分については案件というよりは、報告といえますか、よく農地転用の許可申請につきましては農業委員会事務局に、市街化区域であれ、調整区域であれ、申請書、届出書を業者のほうが持ってくるんですけれども、このときによく業者の方が地元の水利承諾をいただく際に決裁金という形でとか一応取ってあるところとか、金額は幾らですかとかと、前もって事務局に聞かれるわけですね。うちの事務局としては、結局、この水利組合という部分についてはかかわるような案件でもございませぬので、一応こういう業者のほうから話的にあっているんですけど、もし、よかったら、地元的にどういう取り扱いをしていますかというところを案件ということではなくて、農政対策のその他の中で、ちなみにこういうのを事務局に言われておるとですけど、どういうふうにそこそこの水利組合とかでやっているのをご存じなかですかというようなところでの案件ですので、この件に関して農業委員会とかでこうするんだとか、やったほうがいいんじゃないかというところの決め方ではございませんので、一応こちらはそういう中でこういう意見が出たよというところで報告といえますか、こういう意見がありましたということで、農業委員会で今後こうしてくださいとかというものの決め方ではない。ただ単に農政対策委員会の中で、こういうことをしようばいとかという意見があったというところで載せているだけなので、今後こうしましょうということではございませんので、その辺お間違いがないようお願いしたいかと思ひます。以上、補足ではないですけど、経過で上げております。

7 番

わかりました。

11番

11番。もう少し端的に説明させてもらっていいですか。

議長

はい。

11番

何でこういう問題が出てきたかというのは、水利組合の決裁金というのは糸島市だけであって、こういうのは福岡市にはないんですよ。だからまず、業者のほうが開発とかするときには福岡市は水利組合費やらないのに、どうして糸島市はそういう決裁金を取るのかということから、これは何年も前からこれは福岡市の業者と糸島市はいつももめています。だから

ら、水利組合さんとしては、それを取るなら取っていいから、その根拠法を示していただくようにされたらどうかなと思っています。だから、水利組合を地元でされるような、そういう案件のあって、そういう相談があったり、水利組合の実際組合員自体もみんなかなと思いますけど、その代表というのは何人か決まってると思いますけど、一度そういうのを水利組合法の何条に基づいてそういう決裁金を徴収しているということをきちっと文書で示せるようにつくっておいてほしいと思います。いつもこれはがたがた福岡市も言ってきます。糸島は何で取るとかって、私、関知していないからわかりませんと言いますが、やっぱりそういうのが文書で示せば、こういう根拠があって水利組合法の何条で取ってるかなというのはわかるから、いたずらに糸島市が何かえらい取りようって言われなくていいじゃないかなと思ってちょっと一言申し上げておきます。

議 長 各行政区なんなり行って、そういったことがあってありますので、区長さんなんりになんりにこういうふうにしたらどうですかというごたふうで、ちょっとアドバイスのことを言われたらどうかなとは思っております。

18番 水利組合はどこもあるんですかね。ないところとかというとはないですか。大体糸島の中で。

事務局 水利組合はないところがありますね。

18番 ないところはある。

事務局 やっぱり水利の関係は行政区の区長さんとか、どういうところが印鑑を押してくれるところもあるんですけども。なかなか地域によっては水利委員、水利農区員といいますか、ああいう役職が行政区長とは別に設けてあるところもあれば、農区長さんとか生産組合長さんのほうが兼ねるとかという決め方もあるようです。だけん、ないところもひょっとしたらあるんじゃないかと思います。

議 長 それでは、水利組合に関してはそういうふうでアドバイスのことを言ってもらえたらなと思っております。

ほかに。

4 番 4番中原ですけども、関係ないというあれじゃないですけど、総会の資料とか、タブレットとか、そういうふうにならないのかなと思います。

事務局 市役所でもペーパーレス化に取り組み予定です。まず庁議など主要な会議で試験的に行い、効果を見ながら他の会議にも広げる予定です。将来的には、農業委員会の会議でもというふうになってくるとは思いますけど、時期は分かりません。

議長 それでは、これで終わりたいと思います。

事務局 閉会の挨拶を平野副会長よりお願いしたいと思います。

副会長 本日は慎重審議していただきまして、ありがとうございました。いろいろ意見が出されたところでございます。これをもちまして第4回糸島市農業委員会総会を終わりたいと思います。以上です。

令和元年6月10日

議長 内野 敏 一

議事録署名人

15番 奥 功

16番 東 司 時 隆